

職場のトラブル・悩み事が相談できます！

回 覧

大分県の労働110番

2022年2月

県労政・相談情報センターには、コロナ禍での業績悪化による影響で、経営者が国や自治体の助成金制度を利用することなく、従業員に休業手当が支払われない、解雇や退職勧奨される、賃金が勝手に減額されるなどの相談が寄せられています。

労働者や事業主だけでなく、フリーランスの方も相談できますので、お気軽にご利用ください。

☆労働なんでも相談 in 国東市

○と き：2月9日（水）

11:00～15:00

○ところ：国東市役所 2F 206会議室

※損害賠償請求など法的な対応が必要な場合は
下記の出張労働相談をご案内します。

☆出張労働相談 in 別府市

○と き：2月24日（木）

13:30～15:30

（相談は16:00まで）

○ところ：別府市男女共同参画センター
「あす・べっぷ」2F会議室

※弁護士・労働基準監督官などが無料対応

<電話相談は下記ダイヤルまで>

○スマホ・携帯電話などからは

○フリーダイヤル

☎097-532-3040

☎0120-601-540

・秘密厳守 ・相談無料 ・予約可能

お問合せ先：大分県労政・相談情報センター（県雇用労働政策課内）

☎097-532-3040

【大分県の労働110番】は、労働・雇用問題に適切なアドバイスを行うため、大分県が実施しています。

仕事中にコロナになったら、労災保険の請求ができます！

感染経路が業務によることが明らかな場合や、不明の場合でも感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合は労災保険の請求ができます。 ※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

- 〈お問い合わせ先〉
- 大分労働局労働基準部労災補償課
電話番号：097-536-3214
 - 最寄りの労働基準監督署

**従業員を休業させたときは「休業手当」を支給しましょう。
その場合は国の「雇用調整助成金」を利用できます。
パートなどの非正規労働者も支給対象者です！**

労働者を休業させたときは「休業手当」を支払わなければなりません（労基法第26条）。そのときは国の「雇用調整助成金」を利用できます。

- 〈お問い合わせ先〉
- 雇調金は大分労働局大分助成金センターへ
電話番号：097-535-2100
 - 休業手当は最寄りの労働基準監督署へ

**会社から休まされて、休業手当の支給や賃金補償がなければ、
「休業支援金・給付金」を申請できます！**

会社から休むように言われたのに、「休業手当」が支給されず賃金補償もなかったときは「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が申請できます。

- 〈お問い合わせ先〉
- 新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金センター
電話番号：0120-221-276
月～金 8：30～20：00
土日祝 8：30～17：15

【お気軽にご相談できます！】

大分県労政・相談情報センター（県庁舎本館7F 県雇用労働政策課内）

相談ダイヤル：097-532-3040

平日 8：30から17：15 土日、祝日を除く

説明できるように準備しましょう！

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差をなくす「同一労働同一賃金」制度が、令和3年4月からすべての事業所に適用されました。待遇差について非正規社員から説明を求められた事業主は、その理由を説明しなければなりません。